

## II 新たなサービス体系の確立

### 1 地域密着型サービスの創設等

#### 1 —— 地域密着型サービスの創設

「痴呆ケア」や「地域ケア」を推進する観点から、地域の特性に応じ、多様で柔軟な形態のサービス提供が可能なサービス体系として、新たに「**地域密着型サービス**」を創設する。

##### ① 「一般的なサービス」

全国的に共通する従来型のサービス

##### ② 「地域密着型サービス」

利用が主として市町村の圏域内にとどまる、地域に密着したサービス

(例)小規模・多機能型サービス、地域夜間対応型サービス、地域見守り型サービス、小規模居住系サービスなど。痴呆性高齢者グループホームも位置づけることが考えられる。

「地域密着型サービス」については、市町村長が**事業者の指定・指導監督**を行うこととし、**報酬設定**についても市町村の裁量を拡大する方向で検討する必要がある。

#### 2 —— 関連サービスの整備

##### ① 「小規模・多機能型」サービス

身近な生活圏域で「通い」「泊まり」「訪問」「居住」などの機能を組み合わせ、継続的・包括的に提供する「小規模・多機能型」サービスの整備を進める。具体的には、既存サービスの機能拡大も含め、多様な形態を検討する。

##### ② 「地域夜間対応型」や「地域見守り型」サービス

今後増加する高齢者独居世帯や重度者を地域で支えるため、「夜間対応型」や「見守り型」のサービスの導入を検討する。

##### ③ 訪問看護

医療ニーズの高い要介護者に対する在宅支援の観点から、訪問・通所の複合型サービスの検討や医療保険との給付調整の在り方について検討を進める。

##### ④ 地域における「痴呆ケア支援体制」

痴呆性高齢者の「早期発見・診断」を推進する観点から主治医に対する研修や支援体制の整備、痴呆ケアのマネジメント支援、家族に対する相談・支援体制の充実を図る。また、虐待防止や権利擁護のための支援体制を強化する。

2 居住系サービスの体系的見直し

「自宅」「施設」以外の多様な「住まい」の選択肢を確保する観点から、介護保険制度の対象を現行の「介護付き有料老人ホーム」や「ケアハウス」以外に拡大する（「特定施設入所者生活介護」の適用拡大）。また、サービス提供形態について、現行の「包括型」のほか「外部サービス利用型」も認めるなど多様化を図る。

上記の規制緩和と併せ、利用者保護や公正取引の観点から、契約内容等の情報開示の徹底を図るとともに、有料老人ホーム等に対する適切な規制の在り方について検討する。

3 医療と介護の関係

「医療と介護の連携」を進める観点から、以下のような点について、医療保険との関係を含め必要な見直しを行う。

- ① 地域における医療と介護を通じた包括的・継続的マネジメントの推進
- ② 医療ニーズの高い重度者に対応した医療型多機能サービス
- ③ 介護施設やグループホームにおける医療、ターミナルケアへの対応

■地域密着型サービスの創設

